

報 告 第 1 ～ 3 号 参 考 資 料

令和3年6月1日

令和2年度一般会計繰越明許費・事故繰越し繰越計算書及び下水道事業会計
予算繰越計算書について

資 料

令和2年度大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書概要説明

【報告第1号】……1～7

[新型コロナウイルスワクチン接種事業]（スポーツ健康課）

[事務局運営事務事業]（学校教育課）

令和2年度大磯町一般会計事故繰越し繰越計算書概要説明

【報告第2号】……8～10

[国府本郷西小磯1号線整備事業]（建設課）

[救急・救助等活動事業]（消防署）

令和2年度大磯町下水道事業会計予算繰越計算書概要説明

【報告第3号】……11～12

[流域下水道建設負担金]（下水道課）

令和2年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

新型コロナウイルスワクチン接種事業

2. 予算科目

(款) 4 衛生費	(項) 1 保健衛生費	(目) 2 予防費
(節) 1 報酬	(細節) 50 会計年度任用職員報酬	
(節) 3 職員手当等	(細節) 50 会計年度任用職員期末手当	
(節) 4 共済費	(細節) 50 会計年度任用職員社会保険料	
(節) 8 旅費	(細節) 50 会計年度任用職員費用弁償	
(節) 10 需用費	(細節) 1 消耗品費	
(節) 10 需用費	(細節) 4 印刷製本費	
(節) 11 役務費	(細節) 1 通信運搬費	
(節) 11 役務費	(細節) 4 手数料	
(節) 12 委託料	(細節) 30 予防接種委託料	
(節) 12 委託料	(細節) 31 医師派遣委託料	
(節) 12 委託料	(細節) 32 看護師派遣委託料	
(節) 12 委託料	(細節) 33 ワクチン接種業務委託料	
(節) 18 負担金、補助及び交付金	(細節) 11 共同システム負担金	

3. 事業概要

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業を実施するため、会計年度任用職員の採用や電話相談、接種予約を行うコールセンターの設置、接種券等の印刷など接種体制の整備等を行う。

4. 所管課

スポーツ健康課

5. 事業経過・繰越理由

本事業の実施については、国の指示により、令和4年2月28日までにを行うものとされており、本町では、令和3年3月から住民接種を開始する予定であった。そのため、令和3年1月26日に専決処分により事業費を予算化し、令和3年3月議会補正予算にて、令和3年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の承認（別紙議案写）を得たものである。

・完了（予定）日：令和4年2月28日

令和2年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

事務局運営事務事業

2. 予算科目

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費
(節) 12 委託料 (細節) 31 長寿命化計画策定業務委託料

3. 事業概要

本町が所有する教育施設等は築40年を経過した施設が多く、老朽化が深刻な問題となっている。今後も厳しい財政状況が続く中、各施設に求められる機能・性能を確保しつつ、効率的かつ効果的に整備を推進していくことが必要であることから、中長期的な維持・更新等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図るため、文部科学省が作成する『学校教育施設の長寿命化計画策定に係る解説書』に準拠した計画を令和2年度中に策定する。

さらに、令和3年度にかけて学校施設の整備計画を検討するとともに、その他教育施設（社会教育施設・幼児教育施設）等を含めた全体計画を策定する。

- ・契約期間（当初）：令和2年12月16日～令和3年6月30日
- ・契約業者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ 神奈川事務所

4. 所管課

学校教育課

5. 事業経過・繰越理由

本事業は、令和2年12月議会補正予算にて事業費を予算化したが、教育施設等の長寿命化計画策定に時間を要し、年度内に業務が終了しないことから、令和3年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

- ・完了（予定）日：令和3年6月30日



【繰越明許費 議案写】
議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度大磯町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

(別紙)

令和2年度大磯町一般会計補正予算（第8号）

令和2年度大磯町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187,352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,446,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	187,352



【繰越明許費 議案写】
議案第61号

令和2年度大磯町一般会計補正予算（第7号）

令和2年度大磯町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153,111千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,259,018千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

- 第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年11月30日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	1 教育総務費	事務局運営事務事業	4,785

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
福祉センター運営事業 (福祉センター指定管理委託料)	令和2年度から令和7年度	31,695
鳴立庵管理事業 (鳴立庵指定管理委託料)	令和2年度から令和7年度	43,500
運動公園維持管理事業 (大磯運動公園指定管理委託料)	令和2年度から令和7年度	110,270

第4表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう整備事業	補正後	0	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
	補正前	85,400	同上	同上	同上
計	補正後	465,000			
	補正前	550,400			

令和2年度 大磯町一般会計事故繰越し繰越計算書 概要説明

1. 事業名

国府本郷西小磯1号線整備事業

2. 予算科目

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費 (目) 3 道路新設改良費
(節) 16 公有財産購入費 (細節) 2 土地購入費

3. 事業概要

国府本郷西小磯1号線の拡幅等の整備を行う事業で、用地買収を行い、舗装や排水施設等の整備を行うものである。

4. 所管課

建設課

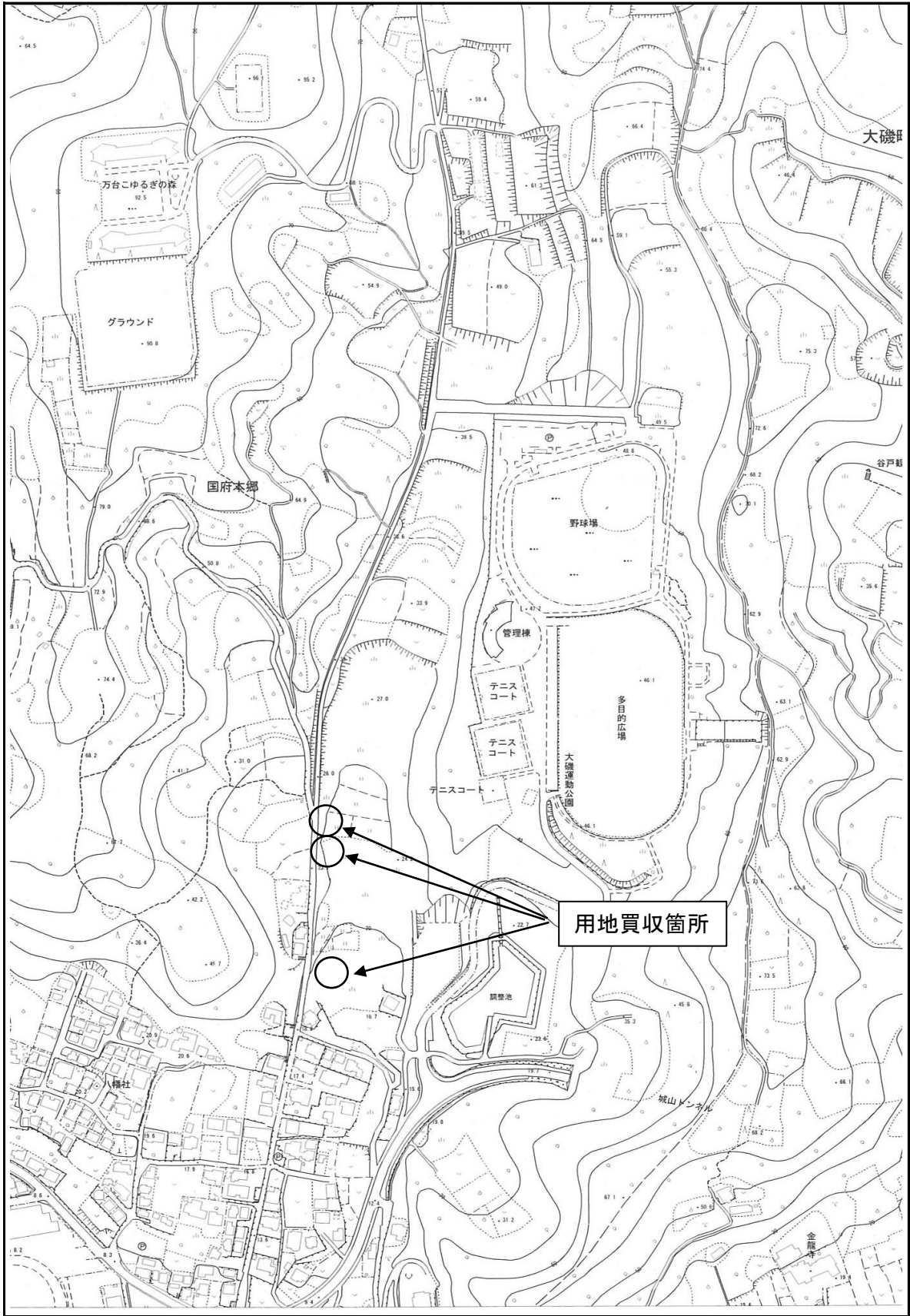
5. 事業経過・繰越理由

年度内に土地売買契約を締結したが、国との畦畔確定協議に日数を要したことで、年度内に分筆及び土地所有権移転登記を完了できなかった。これにより、令和3年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越しの手続きを行ったものである。

6. 位置図

別紙

位置図



件名	国府本郷西小磯1号線整備事業
工事場所	大磯町 国府本郷 地内

令和2年度 大磯町一般会計事故繰越し繰越計算書 概要説明

1. 事業名

救急・救助等活動事業

2. 予算科目

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費 (目) 1 常備消防費
(節) 10 需用費 (細節) 1 消耗品費

3. 事業概要

救急隊や救急支援活動時に消防隊が装着する感染防止衣（ディスポーザブル）の購入を行う。

- ・契約期間（当初）：令和2年8月3日～令和3年3月1日
- ・契約業者：サンメディックス株式会社 厚木営業所

4. 所管課

消防署

5. 事業経過・繰越理由

契約業者が中国より輸入していた感染防止衣が、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機器の輸入制限に伴い、納品に遅れが生じ、年度内に事業の完了ができなくなった。そのため、令和3年度に当該予算を繰り越して購入することができるように、繰越しの手続きを行ったものである。

- ・変更契約期間：令和2年8月3日～令和3年3月31日
- ・変更契約期間（最終）：令和2年8月3日～令和3年5月31日
- ・完了（予定）日：令和3年5月31日

令和2年度 大磯町下水道事業会計予算繰越計算書 概要説明

1. 目名

流域下水道建設負担金

2. 予算科目

(款) 41 資本的支出 (項) 1 建設改良費 (目) 2 流域下水道建設負担金

3. 事業概要

相模川流域下水道の右岸処理場及び左岸処理場等において、水処理施設や汚泥処理施設の老朽化等に伴い、施設の改築工事などを行う。

4. 所管課

下水道課

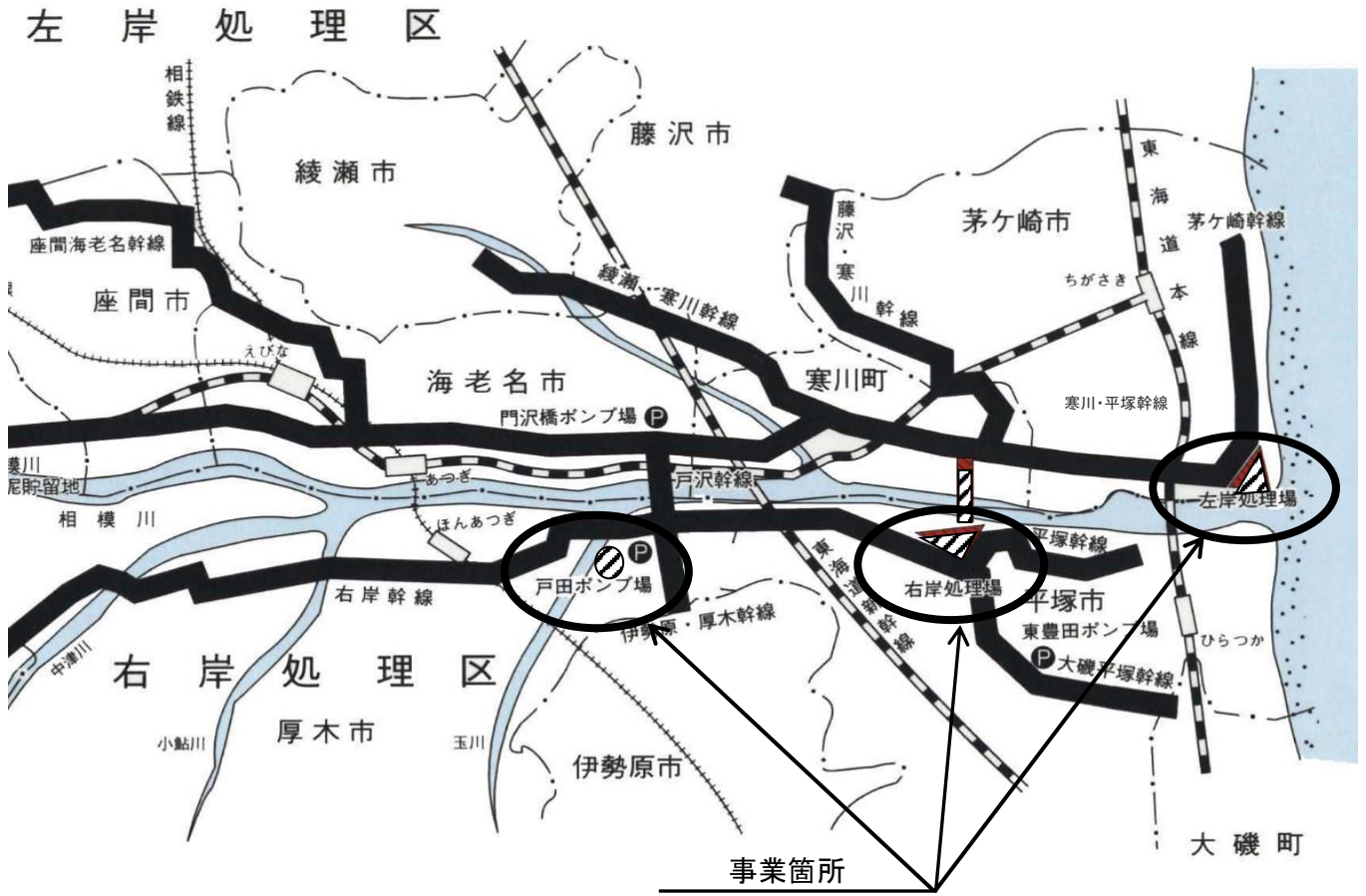
5. 事業経過・繰越理由

国の補正予算を活用して、令和3年度予定の流域下水道建設事業の一部を、令和3年3月議会補正予算に計上したが、年度内に完了することができないため、地方公営企業法の規定に基づいて、翌年度に繰り越して使用するものである。

6. 位置図

別紙

位置図



事業概要

施設名	内容
右岸処理場	水処理第2系列最終沈殿池機械設備改築工事 水処理第2系列最終沈殿池電気設備改築工事 北系機械濃縮設備改築工事設計業務委託 高・低段沈砂池電気設備改築工事詳細設計業務委託 放流渠等耐震対策詳細設計業務委託 低高段導水渠EXP. J耐震対策詳細設計業務委託 水処理第6系列設備改築工事設計業務委託
左岸処理場	水処理中央監視設備改築工事 津波浸水対策工事 低段汚水ポンプ吐出弁改築工事 汚泥処理棟火災報知設備改築設計業務委託 水処理第3系列電気設備改築工事設計業務修正委託
幹線・ポンプ場	新玉川沈砂池電気設備改築工事

件名	流域下水道建設負担金
事業場所	右岸処理場（平塚市四之宮）及び左岸処理場（茅ヶ崎市柳島）等